



いま、私たちにできること。

オゾン層を守り、地球温暖化を防ぐために、
私たちが普段から取り組めることがあります。

ノンフロン製品を選びましょう

フロン類を使わない(ノンフロン)製品を選ぶようにしましょう。製品を購入するときにフロンを使っていないものを選ばないか、よく考えてみましょう。

環境省では、民間事業者が行う業務用の冷凍・冷蔵・空調機器の導入に対する支援を実施しており、省エネ性能が高く、かつノンフロンの自然冷媒を用いた機器を設置する場合には、費用の一部が補助の対象となります。

国においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づいて、ノンフロン製品が選べるものについては、国等の機関にノンフロン製品の調達を義務づけるとともに、事業者、個人に対しても、物品購入等の際に、できる限りノンフロン製品を選択するよう努めることを求めています。

(<http://www.env.go.jp/earth/ozone/non-cfc.html>)

ノンフロンマーク

下のマークは、ノンフロン製品の目印です。なお、ノンフロン製品に利用されるガスは、可燃性のものや高圧である場合がありますので、適切な管理の下で使用するように気をつけましょう。



家庭用冷凍冷蔵庫

中・大型のものはノンフロンが主流ですが、小型のものはフロン類とノンフロンの両方がみられます。購入するときには、省エネ性能だけでなく、ノンフロン製品であることを確認しましょう。



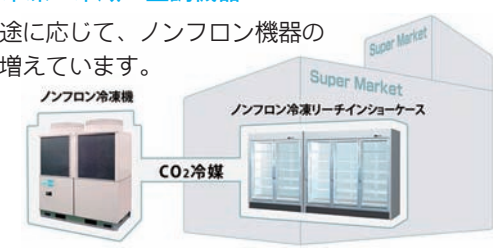
住宅やビル等の建築・改築

フロン類を使わずに作られた断熱ボードやフロン類を使わない吹付け断熱材があります。(JIS規格のA種)



業務用の冷凍・冷蔵・空調機器

機種、用途に応じて、ノンフロン機器の選択肢が増えています。

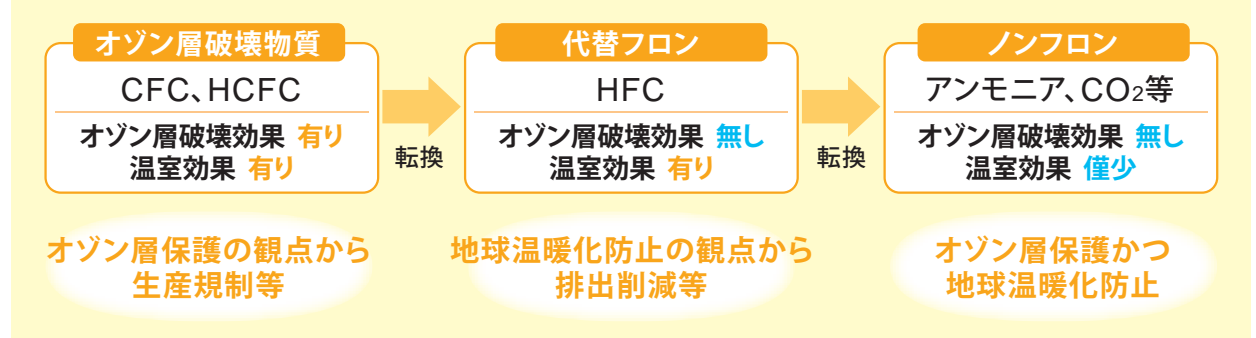


ダストブロー(ほこり飛ばしスプレー)

ノンフロン製品として、ジメチルエーテル(DME)やCO2を使用したものが販売されています。また、ブラシ、掃除機などで代替することも検討しましょう。



代替フロン等対策の枠組みと方向



機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めましょう

機器を使い続けていると、冷媒のフロン類が少しずつ漏れていることがあります。エアコンやカーエアコンなどの効きが悪くなった場合には、単にフロン類を補充するだけでなく、機器からフロン類が漏れてないか、信頼できる専門業者によく点検、修理してもらいましょう。特に、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器には多量のフロン類が入っていますので、日頃から漏れないように適切に管理することが重要です。

平成27年度からは、フロン排出抑制法に基づき、一定規模以上の業務用冷凍・冷蔵・空調機器については定期点検等によるフロン類の漏えいの防止が、一定量以上の漏えいをしてしている事業者にはフロン類の漏えい量の国への報告等を行うことが義務付けられました。

不要となったフロン類の回収を必ず実施してください

特定のフロン類使用機器を廃棄するときは、法律に従って行う必要があります。機器の種類により、業務用の冷凍・冷蔵・空調機器はフロン排出抑制法、家庭用エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯乾燥機(ヒートポンプ式)は家電リサイクル法、カーエアコン(自動車の廃棄時)は自動車リサイクル法によって規制されており、これらの機器を廃棄するときには、フロン類が大気中に放出されないよう、それぞれの法律に基づいて、適切に回収して処理しなくてはなりません。特に、店舗、工場、事務所、ビルなどを改修、解体するとき、建物に据え付けられた冷蔵・冷凍機器や空調機器からフロン類が放出されないよう、工事業者とよく相談して、機器本体を廃棄する前に、フロン類回収を必ず実施してください。



スーパーマーケット冷蔵ショーケース(室外機)からのフロン類冷媒回収の様子
写真提供: 冷媒回収推進・技術センター

業務用の冷凍空調機器(第一種特定製品)の管理者、整備者、廃棄等実施者は以下の措置に取り組むことが必要です。

機器の設置に関する義務	
確認! 機器の適切な場所への設置	機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全 ※振動源を周囲に設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う
機器の使用に関する義務	
点検! 機器の点検の実施	全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施。 ※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。
修理! 漏えい防止措置 未修理の機器への冷媒充填*の禁止	フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施。修理しないでフロン類を充填することは原則禁止。 *フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。
記録! 点検等の履歴の保存	機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存
算定! 報告! フロン類算定 漏えい量の算定・報告	第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定 一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告 ※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。 ※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。
機器の廃棄等に関する義務	
回収! 機器廃棄時などのフロン類回収*の徹底	不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担 *フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

- フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、以下のような罰則があります。
- フロン類をみだりに放出した場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 - 機器の使用・廃棄等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合 50万円以下の罰金
 - 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 10万円以下の過料

家庭用の冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯乾燥機(ヒートポンプ式)を廃棄するとき

『家電リサイクル法』に基づく回収が必要です
製品を購入した(する)小売店等に引取りを依頼しましょう。

自動車を廃車するとき

『自動車リサイクル法』に基づく回収が必要です
ディーラーや整備業者など都道府県等の登録業者に引き渡しましょう。

詳細は環境省ホームページをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc.html>